

柳川市証明書自動交付機（キオスク端末）導入業務 公募型プロポーザル実施要領

1 業務の目的

現在、証明書はコンビニエンスストアに設置されているコンビニ交付機でも取得することができるが、コンビニ交付機の利用は、令和3年度において証明書交付総数の10%未満にとどまっており、来庁しての証明書の取得が多くを占めている。

そこで、各庁舎にコンビニ交付機を設置し、来庁者にコンビニ交付機とその使い方を周知するとともに、実際の利用体験により利便性を実感していただくことで、コンビニ交付機の利用促進を図る。

これにより、マイナンバーカードの利活用先が周知され、カードの普及促進に繋がる。

また、証明書交付窓口の利用者が減少するため、庁舎内の混雑が緩和され、新型コロナウイルス感染拡大防止に繋がる。

2 業務の概要

柳川庁舎、大和庁舎、三橋庁舎計3か所にキオスク端末を導入する。詳細は「柳川市証明書自動交付機（キオスク端末）導入 仕様書」のとおり。

3 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日（金）

4 提案限度額

17,974千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

5 公募型プロポーザルにより受注候補者を選定する理由

本事業は、価格のみによる競争では目的を達成できない事業者が選定される恐れがあることから、的確な提案と専門的な知識を有した事業者を選定するため公募型プロポーザルにより広く提案を募集する。

6 業務スケジュール

実施内容	期日等
公募開始	令和4年12月22日(木)
質問事項受付	令和4年12月28日(水) 17時まで
質問事項回答	令和5年 1月10日(火)
提案書提出期限	令和5年 1月17日(火) 16時必着
受注候補者選定会	令和5年 1月23日(月)
選定結果通知	令和5年 1月26日(木)
契約締結	令和5年 1月31日(火)
履行期限	令和5年 3月31日(金)
機器運用開始日	令和5年 4月 3日(月) 予定

7 参加資格

本業務のプロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当するものでないこと。
- (2) 柳川市の入札参加停止措置をうけている者でないこと。
- (3) 会社更生法第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てをしている者でないこと。
- (4) 役員等が、柳川市暴力団等追放推進条例に規定する暴力団関係者ではないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この実施要領及び仕様書等において求める要件を満たしていること。
- (6) 過去5年以内において、地方公共団体との間でキオスク端末導入実績を有すること。（キオスク端末の販売代理店は除く。）

8 参加申込の手続き

(1) 担当課（問合せ先）

福岡県柳川市本町87番地1 柳川市 市民部 市民課 市民係

電話：0944-77-8472（直通）

メール：shimin@city.yanagawa.lg.jp

(2) 提出書類

- ① 参加申込書（様式第1号） 1部
- ② 登記簿謄本又は身分証明書（発行日から3か月以内のもの） 1部
※法人の場合は登記簿謄本
個人事業主の場合は身分証明書
- ③ 誓約書兼同意書（様式第2号） 1部

- ④ 国税の未納税額がないことの証明（発行日から3か月以内のもの） 1部
※法人の場合は納税証明書（その3の3）
個人事業主の場合は納税証明書（その3の2）
- ⑤ 提案書（様式任意） 7部
※キオスク端末導入後のランニングコストを明示すること。
- ⑥ 見積書（様式任意） 1部
- ⑦ 業務実績調書（様式第3号） 1部
- ⑧ セキュリティポリシー（様式任意） 1部
- ⑨ キオスク端末設置場所の現地電波調査結果（様式任意） 1部

(3) 提出方法

持参又は郵送により、8（1）の担当課あて提出すること。

(4) 提出期限

令和5年1月17日（火） 16時必着

9 質問及び回答

(1) 質問

① 質問方法

質問書（様式第4号）を電子メールにより、8（1）の担当課あて提出すること。

電子メールを送信する際は、データ容量を5MB以下とし、件名に「キオスク端末導入業務質問（事業者名）」と明記すること。送信後は、必ず担当課へ電話により受信確認をすること。

② 質問受付期間

令和4年12月22日（木）から令和4年12月28日（水）17時まで

※電話及び口頭による質問や、期限後の質問については一切受け付けない。

(2) 回答

① 回答方法

柳川市公式ホームページに質問及び回答を掲載する。

② 回答日

令和5年1月10日（火）

10 選定方法

- (1) 本プロポーザルの選定は、柳川市証明書自動交付機（キオスク端末）導入業務 公募型プロポーザル選定委員会が行う。
- (2) 選定基準は別紙「柳川市証明書自動交付機（キオスク端末）導入業務選定基準」のとおりとする。

- (3) 受注候補者の選定は、非公開の選定会（書類審査）により行う。
- (4) 選定会における審査の結果、評価点数の合計点数が最も高い者を受注候補者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、当該者と合意に至らなかった場合は、次に合計点数の高い者から順に交渉を行う。

1.1 契約方法

1.0において合意した者と随意契約を行う。

1.2 選定結果の通知

選定結果は、選定作業終了後すべての参加者に書面で通知する。なお、参加者は、本プロポーザルに関する一切の事項について、異議その他苦情を申し出ることはいない。

1.3 その他

(1) 提出書類の取扱い

- ① 提出された書類は、返却しない。
- ② 提出された書類は、本プロポーザルにおける受注候補者選定以外の目的では使用しない。ただし、情報公開請求があった場合は、柳川市情報公開条例に基づき対応する。

(2) その他

- ① 本プロポーザルに係る費用については、全て参加者負担とする。
- ② 参加申込書の提出後、参加を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。
- ③ 提案書及び見積書は、1者につき1案に限る。
- ④ 参加者が1者のみの場合であっても、選定委員による選定会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。可否の決定においては評価点100点満点中70点以上を可とする。